

2017

蓮田市図書館

子ども読書活動推進計画

平成29年度～平成33年度



本はともだち 蓮田いきいき読書環境プラン

蓮田市図書館



蓮田市図書館子ども読書活動推進計画の策定について



はじめに

読書は、子どもの成長にとって、より豊かな感性や考える力を育み、子どもたちの成長に大きな役割を果たしていきます。また、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

しかしながら、近年のインターネット等の様々な情報メディアの発達による生活環境の変化、さらに、幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの読書離れが指摘されております。

教育委員会では、蓮田市の未来を託す人づくりのため、社会の変化や、それに伴う児童・生徒の変化に留意しつつ、生涯学習の基礎を培うという観点を踏まえ、基礎・基本の定着を図り、アクティブ・ラーニングの充実と、個性を伸ばし「生きる力」の確実な育成を目指し、より一層教育の充実に努めます。そして、このような状況の中で、次世代を担う子供には、新しい科学知識や学びの方法を学習する機会を設けるばかりでなく、人間が充足感を得ることのできる真の豊かさについて真剣に考えることが大切であり、子どもたちが本との出会いの中で、楽しみながら読書を通じ生きる力を育てていけるものと思っております。

子どもの読書活動につきましても、図書室の整備活用や市図書館との連携を図りながら、学校全体で読書環境を整え、本に親しみ、進んで読書をする児童生徒を育成する学校での読書活動や家庭での読書習慣の形成に努め、創造性の基礎を培い、豊かな情操を養う、重要で意義のあることです。

図書館におきましては、第1次計画及び第2次計画の基本的な方針の趣旨、目的を踏まえ、子どもの読書活動の支援につながる様々な事業をフォローアップ事業として実施してまいりました。支援活動の実施から見えた課題と第三次の基本的方針を踏まえ、全ての子どもが自主的に読書活動を行うことができる読書環境づくりに努めたことにより、家庭、地域及び学校が読書の大切さを積極的に伝えていることが一定の効果を挙げているためと考えられます。しかしながら、更なる読書離れ改善へ向けて、子どもが自主的に読書に親しむよう方向づけていくことが課題となっていることから、地方自治体には、関係機関と連携し、一体となって子どもの読書活動を支援することが求められています。

このような状況を踏まえ、「蓮田市図書館子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。今後は、この計画に基づき、次世代を担う心豊かな子どもたちを育成するため、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努めてまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、御審議を頂きました蓮田市図書館協議会委員の皆様を始め、子どもの読書支援にかかわり、支援活動のフォローアップに努めていただいた関係団体や市民の皆様に深く感謝を申し上げます。

平成 29 年 6 月
蓮田市教育委員会
教育長 西 山 通 夫

蓮田市図書館子ども読書活動推進計画 目次

1. 総論

1-1 計画策定の趣旨	1
(1) 子どもの読書に関する国及び県の動向	1
(2) 蓮田市における子どもの読書活動の現状	1
(3) 子どもの読書活動推進の目的・意義	2
(4) 基本方針	2
①家庭、地域及び学校で子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	2
②子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実	3
③子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進	3
④子どもが読書に親しむための推進体制の整備	3
1-2 計画の基本的な考え方	4
(1) 計画の対象	4
(2) 計画の期間	4
(3) 計画の体系	4

2. 子どもの読書活動の推進のための具体的な方策

基本方針 1 家庭、地域及び学校で子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	9
1 家庭における推進	9
2 地域における推進	9
(1) 図書館における推進	9
(2) 生涯学習施設、子育て関連施設における推進	10
(3) ボランティア団体における推進	10
3 学校等における推進	11
(1) 保育園、幼稚園、学童保育所における推進	11
(2) 学校における推進	11
(3) 図書館、学校及びボランティア団体等との連携・協力	12
基本方針 2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実	13
1 図書館の整備・充実	13
(1) 図書館資料の充実	13
(2) 施設・設備の充実	13
(3) 司書・児童サービス担当職員の充実	13
2 学校図書館の整備・充実の支援	14
(1) 図書資料の充実の支援	14
(2) 環境の整備・充実の支援	14
(3) 学校図書館担当職員の充実の支援	14
(4) 障がいのある子どもへの合理的配慮	15
基本方針 3 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進	15
1 「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報	15

2 読書の普及 16

基本方針 4 子どもが読書に親しむための推進体制の整備 16



1. 総論

1-1 計画策定の趣旨

今日、子どもたちを取り巻く社会環境は、少子・高齢化、高度情報化、国際化等の進展など、さまざまな面で急激に変化してきております。さらにテレビ、インターネット、SNS等の情報環境の進展における子どもたちを取り巻く生活環境の変化により、子どもたちの読書離れが危惧されております。

図書館では、子どもの読書活動支援のため、子ども読書の日関連事業、お話会、ブックスタート、学校連携などの事業を実施し、子どもの読書活動のフォローアップを行ってまいりました。子どもたちへの豊かな読書環境の支援活動、連携活動をさらに伸展していくため、「蓮田市図書館子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動支援の行動指針としてまいります。

(1) 子どもの読書に関する国及び県の動向

平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念において、子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであり、そのための環境整備を社会全体で積極的に推進していくことが極めて重要であるとされております。

この法律においては、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び県、地方自治体の責務等を明らかにするとともに、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し公表すること、また4月23日を「子ども読書の日」と定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって子どもの健やかな成長に資することを目的としています。

このことにより、埼玉県では、平成14年度に「彩の国教育改革アクションプラン」を策定し、豊かな心を育む重要な柱として、子どもの読書活動の推進が位置づけられ、平成16年3月に「埼玉県子ども読書活動推進計画」が策定され、以来、国同様に、読書環境の整備が図られてきています。現在は、「埼玉県子供読書活動推進計画」第三次計画を平成26年7月に策定し、公表しています。

(2) 蓮田市における子どもの読書活動の現状

蓮田市においては、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理

念に基づき、4月23日の子ども読書の日を中心に、子どもの読書活動を支援するため、お話し会、人形劇、子どもの本のリサイクル市などの読書啓発活動を実施するとともに、小学校への巡回貸出や読書相談等の学校連携のほか、ブックスタート事業での家庭における読書支援をはじめ、図書館のボランティア団体によるお話し会、読み聞かせ、埼玉県芸術文化祭など地域が一体となった読書支援等、さまざまな子どもの読書活動支援の取組みを実施してきております。

このことにより、子どもたちが読書に親しむ機会の充実や場の提供など読書環境の整備が図られております。

こうした状況を踏まえ、図書館における読書活動のさらなる伸展を図るため「蓮田市図書館子ども読書活動推進計画」(平成29年度から平成33年度)を策定し、次代を担う心豊かな子どもたちを育成するため、子どもが読書に親しむ環境の整備、充実を図ってまいります。

また、今後は、子どもの読書活動支援のための事業連携について関係機関との協議・検討も行い、取組みの実現を図ってまいります。

(3) 子どもの読書活動推進の目的・意義

読書により、子どもたちは広い世界を知り、発見や感動を体験し、自ら考え、学び、調べる習慣や豊かな感性、思いやりの心を磨いていくほか、ことばの量や文章を読み理解する読解力、想像力、また文章を書く力などの向上が期待されます。これらは、より高度な教育を進めるための基礎学力としても、生涯にわたり大変重要で意義のあることです。

このように、子どもたちが本との出会いを体験し、人生において本と長く親しんでいくためには、子どもの発達段階に応じた読書支援、学習支援が必要であり、自ら進んで読書活動に取り組みめるよう、社会全体、地域全体で支え、環境の整備に努めていくことが求められています。

(4) 基本方針

蓮田市では、国及び県の基本方針を踏まえ、市の実情とその取組みを考慮し、子どもの読書活動推進計画の4つの基本方針を推進します。

基本方針 1 家庭、地域及び学校で子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

子どもを取り巻くそれぞれのシーンにおいて、発達段階に応じた読書に親しむ機会の提供と充実を図ります。

家庭、地域及び学校においては、子どもが進んで読書する態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身につけることができるよう、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の入口をつくり、読書活動、読書体験を深める機会を創生していくことが重要です。

子どもの読書活動の充実を図るため、図書館、学校、市関係部局、ボランティア団体等と連携、協力し、子どもたちが読書に親しむ機会と場の提供に努めます。そのための読書活動支援のための取組みを積極的に図書館がコーディネートしていきます。

基本方針 2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

子どもの読書活動を推進するためには、幼児期から本に接することのできる環境づくりが必要です。そして、子どもの発達段階に応じて、子どもが関心や興味を持ち、感動できる本を身近に整えることが重要です。

そのため図書館は、公民館、学校図書館等と連携、協力し、子どもの読書活動の場として、好ましい環境を提供するための整備、充実を図ります。

基本方針 3 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

子どもの読書活動に関する理解を深めるために、子どもたちの豊かな感性を育む読書活動の重要性について、保護者、学校、施設の教職員などに、啓発、広報を実施します。

図書館では、講座、講演会等イベントの機会を通して、読書活動の意義や重要性についての理解と関心を高めていくよう積極的に努めます。

基本方針 4 子どもが読書に親しむための推進体制の整備

子どもの読書活動を総合的に推進するために、家庭や地域及び学校が連携・協力し、子どもの自主的な読書活動を推進する体制の整備が必要です。図書館では、子どもの読書活動支援のための事業連携についての協議・検討をすすめ、事業支援のための取組みを進めております。

この計画をみのりあるものとするため、その推進状況を確認し、見直しや改善などの進行管理、推進体制を整えてまいります。

1-2 計画の基本的な考え方

(1) 計画の対象

子どもと家庭、それを取り巻く地域の施設（主に学校、幼稚園、保育園等）において読書活動を支援し、普及活動を行う団体及び個人を対象とします。

(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。まずは、図書館が推進すべき、子どもの読書活動推進計画を策定し、計画の実施、実践とあわせて事業連携、事業協力を図っていきます。

(3) 計画の体系

蓮田市子ども読書活動推進計画の施策体系は、次の体系表により、図書館が取組み、支援していく事業の明確化を図り、推進していきます。

基本方針 1

○家庭、地域及び学校で子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

家庭、地域及び学校で子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	
1 家庭における推進	① 家庭における読書活動の推進
	② 家読（うちどく）の推進
	③ 定期的な読書時間・機会の創出
	④ 図書館、学校図書館の利用促進
	⑤ 保護者の交流機会の創出
2 地域における推進	(1) 図書館における推進
	① 発達段階に応じた児童サービスの充実
	② 図書館利用に障がいのある子どもへのサービスの充実
	③ お話会等の実施
	④ 子どもの読書イベントの実施
	⑤ ブックスタート事業の充実
	⑥ 小・中・高校生のインターンシップの受入の実施

	⑦地域ボランティアとの連携、協働、人材育成、支援
	⑧職員、ボランティアのスキルアップのための研修の実施
(2) 生涯学習施設、子育て関連施設における推進	公民館・総合文化会館・コミュニティセンター・農業者トレーニングセンター・児童センター・保健センター等
	①公民館、総合文化会館、コミュニティセンター、農業者トレーニングセンター、児童センター等でのお話会、人形劇等の実施
	②リサイクル図書の利用
	③子ども読書支援事業の実施
	④ブックスタート事業の実施
	⑤読書に関する啓発資料の設置
	⑥保護者を対象とした読書支援活動への参加促進
(3) ボランティア団体における推進	
	①図書館団体貸出の利用促進
	②読み聞かせ、ブックトークの指導支援の場の提供
	③ボランティア間での学習、情報交換、交流機会の提供
	④読書支援ボランティアの人材育成
3 学校等における推進	(1) 保育園、幼稚園、学童保育所における推進
	①絵本にふれる機会の充実
	②図書館団体貸出の利用促進
	③リサイクル図書の利用
	④読み聞かせ、お話会等の充実
	⑤読書に関する啓発資料の設置
	⑥絵本コーナーの充実
	⑦保護者を対象とした読書支援、啓発資料の設置

	(2) 学校における推進	
		①「朝の読書」の支援
		②学校巡回図書、団体貸出の活用促進
		③レファレンスの活用
		④おすすめ図書のリストの活用
		⑤学校図書館の利用促進
		⑥お話会、読み聞かせ、ブックトークなど、地域ボランティアとの協働による実施
		⑦障がいのある子どもへの適切な読書支援の実施
		⑧保護者を対象とした読書支援、啓発資料の設置
	(3) 図書館、学校及びボランティア団体等との連携・協力	
		①図書館と学校との連携・協力の推進
		②ボランティア団体への活動支援、ネットワークの形成

基本方針 2

○子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

1 図書館の整備・充実	(1) 図書館資料の充実	
		①幼児絵本コーナーの充実
		②子育て支援コーナーの充実
		③ティーンズコーナーの充実
		④図書館資料の計画的な整備・充実
	(2) 施設・設備の充実	
		①安全で安心、快適な施設整備
		②必要に応じた施設の改修・修繕
		③子育て世代、障がいのある利用者に配慮した環境整備
	(3) 司書・児童サービス担当職員の充実	

2 学校図書館の整備・充実の支援		①児童サービス担当職員の知識・技術の向上
		②研修の実施と人材育成・養成
	(1) 図書資料の充実の支援	
		①図書資料の充実の支援
		②学校図書館と連携した総合学習・調べ学習の充実
		③学校図書館と連携した学校レファレンスの活用
	(2) 環境の整備・充実の支援	
		①学校図書館の読書環境の整備・充実の支援
	(3) 学校図書館担当職員の充実の支援	
		①司書教諭、図書館補助員、担当職員の充実の支援
		②地域ボランティアの活用支援
	(4) 障がいのある子どもへの合理的配慮	
		① きめ細かなアクセシビリティのための資料・環境整備の推進への支援

基本方針 3

○子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

1 「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報		
		①図書館及び関係施設・機関における「子ども読書の日」等の啓発・広報
		②図書館及び関係施設・機関での「子ども読書の日」のための事業、イベントの充実
		③「秋の読書週間」での事業、イベントの充実

2 読書の普及		
		①読書支援ブックリストの作成、紹介の充実
		② 図書館の企画展示の充実

基本方針 4

○子どもが読書に親しむための推進体制の整備

子どもが読書に親しむための推進体制の整備		
		①子どもの読書活動の把握、実績収集、評価

2. 子どもの読書活動の推進のための具体的な方策

基本方針 1 家庭、地域及び学校で子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

1 家庭における推進

子どもの読書習慣は、日常の生活を通して形成されるものであり、家庭は、子どもに読書の楽しさや大切さを伝えるうえで、重要な役割を担っています。

特に、乳幼児期は、保護者が読み聞かせをすることにより親子の交流が生まれ、保護者は落ち着いた気持ちのひと時を過ごすことができ、子どもには保護者に対する信頼感、愛情が育まれます。やがて、子どもはことばや文章の意味を理解し、そして自分の気持ちや考えを表現できる心を成長させていくことができるようになります。

そのため、読書が生活の中で習慣化し、継続して行われるように、保護者が子どもの読書活動の機会の充実や習慣化に積極的な役割を果たしていくことがとても重要なことです。

■取組む施策■

- ①家庭における読書活動の推進
- ②家読（うちどく）の推進
- ③定期的な読書時間・機会の創出
- ④図書館、学校図書館の利用促進
- ⑤保護者の交流機会の創出

2 地域における推進

(1) 図書館における推進

子どもの読書活動を推進するには、身近に本に親しめる環境があり、利用の機会があることが重要です。図書館は、子どもが多様な本と出会え、読みたいと思う本を自由に選べ、読書の楽しみを通して豊かな人間性を育む場となります。図書館で知りたいこと、調べ学習等をするには、学び、考え、想像することの醸成につながるものとなります。

図書館では、お話会等の子どもの本との結びつきを育むためのイベントや事業を実施しています。また、小・中学校に学校巡回を通しての各ジャンルの年間貸出の実施、学校単位、学年、学級単位での調べ学習用関連資料や読み物の団体貸出を実施しています。

保育園、学童保育所等子育て関連施設、おはなしの会、人形劇団、地域文庫等関係団体への団体貸出も実施しており、今後もこれら事業を継続して行い、充実させていきます。

■取組む施策■

- ①発達段階に応じた児童サービスの充実
- ②図書館利用に障がいのある子どもへのサービスの充実
- ③お話し会等の実施
- ④子どもの読書イベントの実施
- ⑤ブックスタート事業の充実
- ⑥小・中・高校生のインターンシップの受入の実施
- ⑦地域ボランティアとの連携、協働、人材育成、支援
- ⑧職員、ボランティアのスキルアップのための研修の実施

(2) 生涯学習施設、子育て関連施設における推進

生涯学習施設、子育て関連施設では、各種の講座、芸術・文化など広範囲にわたる学習機会の提供、地域の幼児や児童を対象とするお話し会や人形劇の実施など子どもが本に親しむ機会の提供を実施しています。

図書館では、継続して各施設での親子で本を楽しみ、親しむ時間、機会の提供を実施していきます。

■取組む施策■

- ①公民館、総合文化会館、コミュニティーセンター、農業者トレーニングセンター、児童センター等でのお話し会や人形劇等の実施
- ②リサイクル図書を活用
- ③子ども読書支援事業の実施
- ④ブックスタート事業の実施
- ⑤読書に関する啓発資料の設置
- ⑥保護者を対象とした読書支援活動への参加促進

(3) ボランティア団体における推進

子どもの読書活動を推進するおはなしの会、人形劇団、文庫、サポーターや個人等関連ボランティアが、子どもの読書活動支援のためのさまざまな活動に取り組んでおります。

これらのボランティアでは、図書館、小・中学校、学童保育所、保育園等でのお話し会、人形劇の実施、大人のためのお話し

による保護者を対象にした読書活動の支援、啓発、人材の育成にも力を入れて取り組んでおります。

図書館では、これらのボランティア団体及び個人の活動を促進していくための連携、活動支援、環境づくりに努めてまいります。

■取組む施策■

- ①図書館団体貸出の利用促進
- ②読み聞かせ、ブックトークの指導支援の場の提供
- ③ボランティア間での学習、情報交換、交流機会の提供
- ④読書支援ボランティアの人材育成

3 学校等における推進

(1) 保育園、幼稚園、学童保育所における推進

保育園、幼稚園、学童保育所での絵本の読み聞かせ、お話会は、子どもの創造力を高め、子どもの感じる力を育むため重要です。それが、絵本にふれるきっかけとなり、本に親しみ、読書が習慣化していくことへの入口となってまいります。

図書館では、そのための支援を行ってまいります。

■取組む施策■

- ①絵本にふれる機会の充実
- ②図書館団体貸出の利用促進
- ③リサイクル図書を活用
- ④読み聞かせ、お話会等の充実
- ⑤読書に関する啓発資料の設置
- ⑥絵本コーナーの充実
- ⑦保護者を対象とした読書支援、啓発資料の設置

(2) 学校における推進

学校は、子どもたちの生活の中で多くの時間を過ごす場所であり、子どもの読書活動に大きな影響を与えるところとなります。先生方の働きかけにより、子どもたちが本に親しむ機会を得ることで、子どもたちの読書習慣が確かなものへと形成されていきます。

学校における読書活動は、子どもたちに読書の喜び、楽しさ、感動を知ってもらうとともに、豊かな心、感性、感受性を育む

ための重要な活動です。

そのため、学校は朝の読書の時間や読み聞かせ、ブックトークの実施、授業、学習での本の活用を通して、本とふれあう機会を提供します。図書館は、子どもの読書活動の支援に大きな手助けとなる、子どもたちにすすめたい、読んでほしい本のブックリストの作成と提供を行い、支援してまいります。

特別支援学校等においては、障がいの状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用、ボランティアによる読書支援について、これらの活動支援を図ります。

■取組む施策■

- ①「朝の読書」の支援
- ②学校巡回図書、団体貸出の活用促進
- ③レファレンスの活用
- ④おすすめ図書リストの活用
- ⑤学校図書館の活用
- ⑥お話会、読み聞かせ、ブックトークなど地域ボランティアとの協働による実施
- ⑦障がいのある子どもへの適切な読書支援の実施
- ⑧保護者を対象とした読書支援、啓発資料の設置

(3) 図書館、学校及びボランティア団体等との連携・協力

図書館や学校をはじめ、各施設においてボランティア団体やボランティア個人がお話会や読み聞かせ、ブックトークを行っております。

これらの事業を充実させていくために、図書館、学校及び関係施設とボランティアとの連携を強化し、子どもに対してより多くの読書の機会を提供していくことが望まれます。そのためには、図書館は、子どもの読書に関わるボランティアの情報を把握し、調整、集約するとともに、各関係機関に提供していくことが必要となります。

■取組む施策■

- ①図書館と学校との連携・協力の推進
- ②ボランティア団体への活動支援、ネットワークの形成

基本方針 2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

1 図書館の整備・充実

(1) 図書館資料の充実

図書館を子どもたちに身近で利用しやすいものとするためには、探しやすく、親しみやすい環境づくりにより、図書館資料の整備・充実を図っていく必要があります。また、インターネット環境を拡充し、資料検索や予約の利便性を高めるとともに、館内の利用環境を向上させるシステムの構築を図っていきます。

資料については、児童書、ティーンズ向け資料の整備・充実を図り、新刊書、基本図書等を積極的に収集し、提供に努めます。

■取組む施策■

- ① 幼児絵本コーナーの充実
- ② 子育て支援コーナーの充実
- ③ ティーンズコーナーの充実
- ④ 図書館資料の計画的な整備・充実

(2) 施設・設備の充実

必要に応じて、施設の改修、修繕を実施し、利用しやすい環境に整備していくことが望めます。

また、障がいがある方への読書環境整備について、合理的配慮に対応できるハードとソフトの環境整備を行ってまいります。

■取組む施策■

- ① 安全で安心、快適な施設整備
- ② 必要に応じた施設の改修・修繕
- ③ 子育て世代、障がいのある利用者に配慮した環境整備

(3) 司書・児童サービス担当職員の充実

児童書担当サービス職員は、児童書をはじめ、図書館資料の選択、収集、提供、利用者に対する読書相談、レファレンス、子どもの読書活動に対する支援等、子どもの読書活動を推進していく上で、極めて重要な役割を果たします。このため、専門的知識・技術を持つ

た職員の適切な配置及び人材の育成、養成に取り組んでまいります。

■取組む施策■

- ①児童サービス担当職員の知識・技術の向上
- ②研修の実施と人材育成・養成

2 学校図書館の整備・充実の支援

(1) 図書資料の充実の支援

学校図書館では、子どもの豊かな読書活動や主体的な学習活動を支えていくために、学習に必要な資料をそろえ、子どもの身近にあることがとても大切です。そのためのさまざまな支援を行ってまいります。

■取組む施策■

- ①図書資料の充実の支援
- ②学校図書館と連携した総合学習・調べ学習の充実
- ③学校図書館と連携した学校レファレンスの活用

(2) 環境の整備・充実の支援

学校図書館には、子どもたちの「心のオアシス」となるような魅力的な読み物などの充実や学習環境にあった利用しやすい環境整備が必要なため、その環境の整備支援する取り組みを行ってまいります。

■取組む施策■

- ①学校図書館の読書環境の整備・充実の支援

(3) 学校図書館担当職員の充実の支援

子どもの読書活動を推進し、子どもたちの豊かな感性や想像力を育てていくための共通認識のもと、子ども読書活動支援に取り組んでいく必要があります。このため、学校内で学校図書館担当職員が行うさまざまな活動への支援に取り組んでまいります。

学校応援団等の読書活動、読書支援に協力いただける地域ボランティアの活用支援にも取り組んでまいります。

■取組む施策■

- ①司書教諭、図書館補助員、担当職員の充実の支援
- ②地域ボランティアの活用支援

(4) 障がいのある子どもへの合理的配慮

障がいのある子どもたちが、障がいの種類や程度、発達段階に応じた読書活動が充分できるよう、子どもたちに適した図書を整備、環境整備、読書支援に努めてまいります。

■取組む施策■

- ①きめ細かなアクセシビリティのための資料・環境整備の推進への支援

基本方針 3 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

1 「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報

図書館では、「子ども読書の日」（4月23日）の趣旨に応じた事業として、お話会や人形劇、朗読などを図書館と連携するおはなし会や人形劇団、朗読ボランティアとの協働により開催しています。これらの事業については、市広報及び図書館だよりへの開催情報の掲載、ホームページでの情報発信、ポスターやちらしを市内小学校、保育園、学童保育所等関連施設へ配布するなど、広く市民への広報活動を行っております。

また、「秋の読書週間（10月27日～11月9日）」には、特別展示や企画展、本の紹介、本にまつわるさまざまなイベントを実施しています。

今後も、子どもたちが読書に楽しみを感じ、また親子読書により心のふれあいを感じられるような読書活動への支援に計画的に取り組んでまいります。

また、図書館と学校等関係機関と連携を図り「子ども読書の日」「秋の読書週間」等を通して、子どもの読書を支援する取組みを充実させ、情報発信を行い、子どもの読書の大切さについての啓発を実施してまいります。

■取組む施策■

- ①図書館及び関係施設・機関における「子ども読書の日」等の啓発・広報

- ②図書館及び関係施設・機関での「子ども読書の日」のための事業、イベントの充実
- ③「秋の読書週間」での事業、イベントの充実

2 読書の普及

図書館では、年齢に合わせたすすめたい図書のブックリストを作成し、情報提供を行っております。

今後も、乳幼児向けブックリスト、子ども向けブックリスト、父母向けブックリストによる本の紹介や読書支援への情報提供を関係機関とともに進めていきます。

■取組む施策■

- ①読書支援ブックリストの作成、紹介の充実
- ②図書の企画展示の充実

基本方針 4 子どもが読書に親しむための推進体制の整備

子どもの読書活動を総合的に推進するために、家庭や地域及び学校、そして図書館が連携・協力し、子どもの自主的な読書活動を推進する体制の整備が必要です。

図書館には、図書館運営について意見を述べる機関となる「蓮田市図書館協議会」があり、この協議会においては、学校教育関係者、保育関係者、社会教育関係者、学識経験者等から委員を選出させていただき、図書館運営に関し、効果的な図書館運営やサービスの質の向上を図るための建設的な意見や提言をいただき、図書館運営の評価をいただいております。

今後も、子ども読書活動の施策を総合的かつ計画的に推進していくために、いただいた意見や提言を活かし、図書館及び学校、そして関係機関、団体等との連携を強化するとともに、お話、人形劇、文庫等ボランティア団体等関係者と相互の連携・協力体制を整え、子どもたちが読書の幅を広げ、楽しみながら、読書の質を高める支援に取り組んでいきます。

■取組む施策■

- ①子どもの読書活動の把握、実績収集、評価



蓮田市図書館協議会委員

	氏 名	所 属 機 関 等
1	大 熊 純 子	蓮田市立蓮田南小学校教諭 蓮田市教育研究会図書館部会代表
2	佐 々 木 久	会 長 蓮田おはなしの会 (社会教育関係者)
3	山 田 富 貴 子	会長代理 保育ボランティア・カンガルーぽっけ代表 (家庭教育活動)
4	石 川 秀 男	蓮の実会 (学識経験者)
5	島 津 信 温	蓮田市議会議員 (学識経験者)
6	藤 枝 英 子	公募委員

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



蓮田市図書館子ども読書活動推進計画

発行 蓮田市図書館

〒349-0122 蓮田市上2-11-7

TEL 048-769-5198

<https://www.lib.hasuda.saitama.jp>

平成29年6月